

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	14	府省庁名 農林水産省
対象税目	法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（都市計画税 自動車取得税 特別土地保有税）	
要望項目名	独立行政法人の組織見直しに伴う税制上の所要の措置 （農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農業環境技術研究所及び種苗管理センターの統合）	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定、以下「基本的な方針」という。）に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）、国立研究開発法人農業生物資源研究所、国立研究開発法人農業環境技術研究所及び独立行政法人種苗管理センターの統合等を実施する。</p> <p>・要望の内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 統合後の法人において、農研機構が現在受けている非課税措置を講ずること。 ② 統合後の法人において、農研機構以外の3法人から引き継ぐ業務についても、農研機構が現在農研機構法第14条第1項第1号から第4号までが受けている不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の非課税措置を講ずること。 ③ 統合後の法人において、農研機構以外の3法人から引き継ぐ業務の中で公共性の高い事業については、課税対象となる収益事業から除外すること。 ④ 農研機構における近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授に係る業務についての不動産取得税、固定資産税、都市計画税、特別土地保有税の非課税措置を廃止すること。 ⑤ 統合後の法人に承継される資産に係る課税の特例措置を講ずること。 	
関係条文	<p>住民税 地方税法第25条の2、第52条、第312条</p> <p>事業税 地方税法第72条の5</p> <p>不動産取得税 地方税法第73条の4</p> <p>固定資産税 地方税法第348条、第349条の3</p> <p>事業所税 地方税法第701条の34</p> <p>都市計画税 地方税法第702条の2</p> <p>自動車取得税 地方税法第115条</p> <p>特別土地保有税 地方税法第586条</p>	
減収見込額	[初年度] —（—）	[平年度] —（—） (単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>基本的な方針に基づき、4法人を統合することにより、基礎から応用まで一貫通貫した研究の推進により研究開発の最大限の成果を確保するとともに、研究開発成果を活用して事業の高度化・効率化することを政策目的とする。</p> <p>（2）施策の必要性統合後においてもこれまで4法人が行ってきた公共性・公益性の高い事業を行うから、これまで農研機構が受けてきた非課税等の特例措置を継続するとともに、今まで非課税であった法人から受け継ぐ業務についても非課税等の特例措置を適用して、統合前の業務機能を維持・強化する必要がある。</p> <p>今回の統合の円滑な実施のため、統合後の法人に承継される資産に係る課税の特例措置を講ずる必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案	—	
		ページ 14—1

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》横断的に関係する政策 《政策分野》農林水産分野の研究開発
	政策の達成目標	基本的な方針に基づき、4法人を統合することにより、基礎から応用まで一貫通貫した研究の推進により研究開発の最大限の成果を確保するとともに、研究開発成果を活用して事業の高度化・効率化することを政策目的とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	①②③④恒久的措置 ⑤統合時の措置
	同上の期間中の達成目標	(1) 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与する。 (2) 生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与する。 (3) 農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与する。 (4) 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査等を行うことにより、適正な農林水産物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図る。
政策目標の達成状況	(新規要望)	
有効性	要望の措置の適用見込み	統合法人に適用
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	独立行政法人の業務の財源の大部分は国からの予算措置によるものであり、税制上の措置を講ずることで、研究開発業務等を行うために交付された予算を効率的に活用し、研究開発効果を最大化する等の政策目的の達成に資するものである。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税において、 ①統合後の法人において、所得税、法人税、地価税、登録免許税及び印紙税について、農研機構が現在受けている非課税措置を講ずること。 ②統合後の法人において、農研機構以外の3法人から引き継ぐ業務についても、農研機構が現在農研機構法第14条第1項第1号から第4号までが受けている登録免許税、印紙税の非課税措置を講ずること。 ③統合後の法人において、農研機構以外の3法人から引き継ぐ業務の中で公共性の高い事業については、課税対象となる収益事業から除外すること。 ④統合後の法人において、消費税について、農研機構が現在受けている特例措置を講ずること。 ⑤統合後の法人に承継される資産に係る課税の特例措置を講ずること。 を要望している。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	法人の業務の財源に充てるために必要な金額を交付（運営費交付金、施設整備補助金） 金額：未定（平成28年度）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	法人の業務の財源の大部分は国からの予算措置によるものであり、税制上の措置を講ずることで、研究開発業務等を行うために交付された予算を効率的に活用し、研究開発効果を最大化する等の政策目的の達成に資するものである。
	要望の措置の妥当性	統合後の法人における業務については、これまでの4法人が行ってきた公共性・公益性の高い業務を引き続き行うものである上、国立研究開発法人として統合法人が生み出す研究成果は、広く国民に還元されるものであるから、今回の要望は妥当なものである。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 18 年度税制改正要望時に、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所、独立行政法人食品産業総合研究所及び独立行政法人農業者大学校の統合に伴う要望を行った。